

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮詢があつたので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、認容すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、○○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、生活保護変更通知書（令和5年9月5日付○○号の○○。以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法及び不当を主張し、本件処分の取消しを求めている。

請求人は障害者加算を認める要件を充足しており、一旦認めた障害者加算を削除するのは、当然ながら不利益処分に当たるところ、これを削除する正当な理由もない。

本件処分の手続においては、事実関係及び根拠が理由の記載になく、保護変更の理由提示違反があるのは明らかである。理由提示違反が直ちに取消事由となり、瑕疵の治癒もない。

そして、処分庁の弁明は趣旨が不明瞭であり、反論が不可能ということである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 3月 6日	諮問
令和7年 5月 27日	審議（第100回第2部会）
令和7年 6月 27日	審議（第101回第2部会）
令和7年 7月 28日	審議（第102回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると規定し、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものと規定している。

そして、保護費の額の算定は、保護基準によって、法11条1項各号に掲げられている保護の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 職権による保護の変更

法25条2項及び同項において準用する法24条4項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

(3) 障害者加算

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7の2・（2）・エ・（イ）によれば、障害者加算については、一定の障害がある者に対して障害の程度に応じて支給することと

され、障害の程度の判定に当たっては、障害の程度が確認できる書類により行うこととされている。

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知1」という。）問第7の65によれば、精神障害者保健福祉手帳の交付年月日又は更新年月日が障害の原因となった傷病について初めて医師の診断を受けた後1年6月を経過している場合に限り、障害の程度が確認できる書類として取り扱って差し支えないとされている。この場合、同手帳の2級に該当する障害は、国民年金法施行令別表に定める2級の障害として認定することとされている。

なお、保護基準は、生活扶助等の基準額を定めるに当たり、地域ごとの級地区分を定めており、○○区は、級地区分において「1級地-1」に該当する地域であるとされ（保護基準別表第9・1・(1)）、同地域における障害者加算額（国民年金法施行令別表に定める2級の障害、居宅）は、17,870円とされている（同別表第1・第2章・2・(2)）。

(4) 年金の裁定と障害者加算

「精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の障害の程度の判定について」（平成7年9月27日付社援保第218号、厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知2」という。）1・(1)は、障害基礎年金の受給権を有する者の場合、障害の程度の判定は原則として障害基礎年金に係る国民年金証書により行うとし、精神障害者保健福祉手帳を所持している者が年金の裁定を申請中である場合には、手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となる傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している場合に限り、年金の裁定が行われるまでの間は手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度を判定できるものとしている。

(5) 局長通知等の位置付け

局長通知及び課長通知1は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定による法の処理基準であり、課長通知2は、法の解釈運用指針として合理的なものと認められる。

2 本件処分についての検討

(1) これを本件についてみると、請求人は、傷病に係る初診日から1年6月経過後に発行された障害等級2級の本件手帳を有していること、

及び障害の原因となった傷病の初診日において国民年金の被保険者であり、障害基礎年金の申請に必要な保険料納付要件を満たしていることから、障害基礎年金の受給権を有する者（課長通知2・1）に当たると認められる。

そして、障害基礎年金の受給権を有する者の場合、課長通知2によれば、障害の程度の判定は原則として障害基礎年金に係る国民年金証書により行うこととし、精神障害者保健福祉手帳を所持している者が年金の裁定を申請中である場合には、手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となる傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している場合に限り、年金の裁定が行われるまでの間は手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度を判定できるものとしている（1・4）。

したがって、請求人が、障害基礎年金の裁定請求を行っていないという事実関係の下では、本来、本件手帳により障害者加算に係る判定を行うことはできないところ、処分庁は、令和5年8月2日、請求人の同年9月分の保護費を変更し、障害者加算に係る判定を行い、その後、請求人が障害基礎年金の裁定請求を行っていないという事実関係を把握したことから、障害者加算削除の本件処分を行ったものである。その限りにおいては、本件処分は、上記1の法令等の定めに基づきなされたものと認められ、違法又は不当な点があるということはできない。

(2) 行政手続法8条は、処分庁が、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならないとしており、同条の規定は、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨によるものと解される。

また、理由提示の程度に関しては、上記趣旨を実現するためにも、適用条文の指摘では足りず、当該条項を適用する事実関係をも明記することが求められており（最高裁判所昭和60年1月22日判決・最高裁判所民事判例集第39巻1号1頁参照）、さらに、その趣旨に鑑みれば、処分の理由は、処分の名宛人において、その記載自体から了知しうるものであることが求められる。

そこで、こうした観点から本件処分通知書に付された理由提示の内

容をみると、同通知書における保護変更の理由には、『障害者加算を削除』という文言が記載されているのみである。この記載は、削除された加算を示すにとどまり、適用する法令等や本件処分に至った原因事実を示しておらず、審査請求人において、当該加算が削除された理由を了知することができるとはいえない。

そうすると、本件処分については、理由付記の点で取消しを免れることのできない瑕疵が存在することが認められる。

したがって、本件処分は違法であり、取消しが妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤眞理子、筑紫圭一、中村知己